

一目でわかる！

インボイス の手引き

実務編

改定版





監修：小野谷 雄志

東京税理士会 神田支部
税理士法人MYユニット（税理士法人番号第1524号）
代表社員税理士

税理士法人MYユニットは経営者及びその従業員の全てを幸せにすることを使命とし、『みんなをワクワクさせます』を社訓とする会計事務所です。現状分析から経営計画書を通し、お客様と夢を共有し深く永い関係を築くことで夢を実現いたします。



はじめに

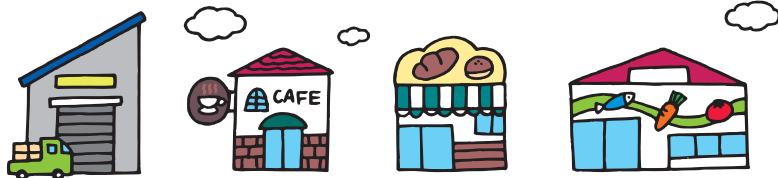
令和元年10月1日の消費税率の引上げとともに消費税軽減税率制度が導入されました。令和5年10月1日からは適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。軽減税率が導入されたことで、8%と10%の消費税が混在するようになったため、売り手と買い手双方が正確な税額を確認できるように導入される制度です。

事業を営むほとんどのの方に関係し、インボイスを発行する場合には申請・登録をして必要事項を記載した請求書を準備しておくことなどが必要になります。

本冊子では、制度導入までと導入後の措置が一目でわかるスケジュールやインボイス制度に対する理解を深めるための仕入税額控除についての解説をはじめ、インボイス制度導入に伴う実務を行うための請求書等の作成に関する注意点や確認事項などを、具体的な事例を交えてわかりやすく解説しています。

本冊子をご活用いただき、必要な経理処理等を把握して、滞りなくインボイス制度に対応していただくための一助となれば幸いです。

また、実務編となる本冊子に先立ち、基本的な事項をまとめた冊子も作成していますので、併せてご活用ください。



2023年2月現在の情報をもとに作成しています。

全国の商工会では、インボイス制度はもとより、各種経営に関するご相談に対応しています。インボイス制度に関することはもちろん、各種経営上のお悩みにつきましても、最寄りの商工会へご相談ください。

最寄りの商工会は右の二次元コードにアクセスし商工会名で検索をお願いします。地域を選択してお近くの商工会を探すこともできます。

https://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754



CONTENTS

一目でわかる導入スケジュール	4
制度スタート後の特例措置など	6
登録申請書の書き方	8
登録申請の流れ	10

1章 インボイスの基本を抑えよう

1-1 インボイスとインボイス制度	12
1-2 仕入税額控除のおさらい	14
1-3 免税事業者が登録を判断するフローチャート	16
1-4 免税事業者がインボイス発行事業者となった場合の納税額の特例措置	18
1-5 免税事業者がインボイス発行事業者となった場合の申告納税シミュレーション	19
Column 免税事業者がインボイス登録事業者となり簡易課税を選択する場合	20

2章 インボイスの実務を確認しよう

2-1 インボイスの記載事項を確認	22
2-2 消費税の端数処理は税率ごとに1回のみ	26
2-3 返品や値引きなどには適格返還請求書が必要	28
2-4 一括値引きをした場合、按分計算で対処できる	30
Column インボイスに屋号の記載OK! 公表には届出を	32



3章 経理上の注意事項を確認しよう

- 3-1 インボイスの交付や保存が免除されることはありますか? 34
- 3-2 社員の出張旅費、宿泊費、通勤手当など、
インボイスを受け取れないときはどのように対処すればよいですか? 36
- Column** インボイス制度の帳簿記載と保存 37
- 3-3 口座振替や振込による事務所賃貸料の決済なども仕入税額控除できますか? 38
- 3-4 取引先に経費を立替払いしてもらったら、どのように対処すればよいですか? 39
- 3-5 請求期間がインボイス登録日をまたぐ場合、どのように発行すればよいですか? 40
- 3-6 免税事業者からの課税仕入れにはどのように対処すればよいですか? 42
- 3-7 インボイスの保存方法を確認したいのですが? 44
- Column** インボイス制度と電子帳簿保存法 46

4章 こんなときどうする?

[委託販売、受託販売]

- 4-1 商品を委託販売しているのですが、インボイスはどうすればよいですか? 48
- 4-2 商品を受託販売していますが、同時に自身の商品も販売する場合は
区別して発行するのでしょうか? 49
- Column** 取得した家事共用資産の消費税額は事業用部分を按分して計算 50

[中古品の取扱い]

- 4-3 中古車販売業をしているのですが、
消費者からの仕入れも仕入税額控除できますか? 51

[JV(企業共同体)を組成する場合]

- 4-4 JVを組成して建設工事を行う場合、インボイスは各社が発行しますか? 52
- Column** 独占禁止法上、問題となる行為の例 54

-
- インボイス導入に関する補助制度を活用しよう 56
- お問い合わせ先一覧 57

一目でわかる導入スケジュール

インボイスを発行するには、税務署に申請して登録事業者になる必要があります。登録申請の流れと、制度スタート後の免税事業者等からの仕入税額控除の経過措置について確認しておきましょう。

＼制度スタート！／

令和3年
10月1日

令和5年
3月31日

令和5年
9月30日

令和5年
10月1日

区分記載請求書等保存方式

登録は
始まっています。

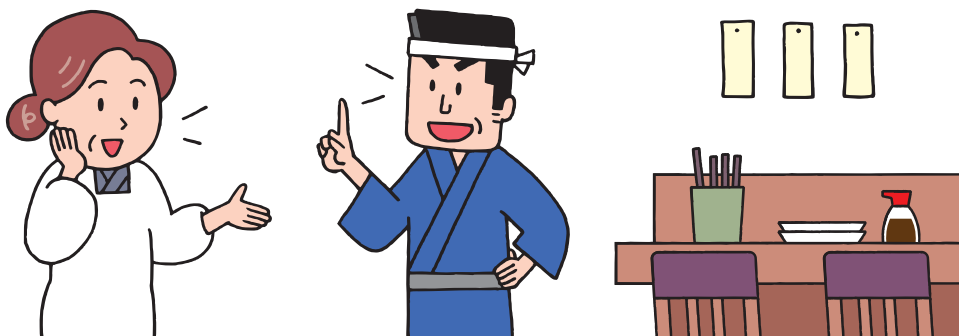
制度開始時から導入するには、令和5年9月30日までに登録申請を終える必要があります。

※原則、令和5年3月31日までが申請期限ですが、税制改正により、令和5年9月30日が申請期限となる対応がなされました。

仕入税額控除の経過措置

※42ページ参照

80%





令和8年
10月1日

令和11年
10月1日

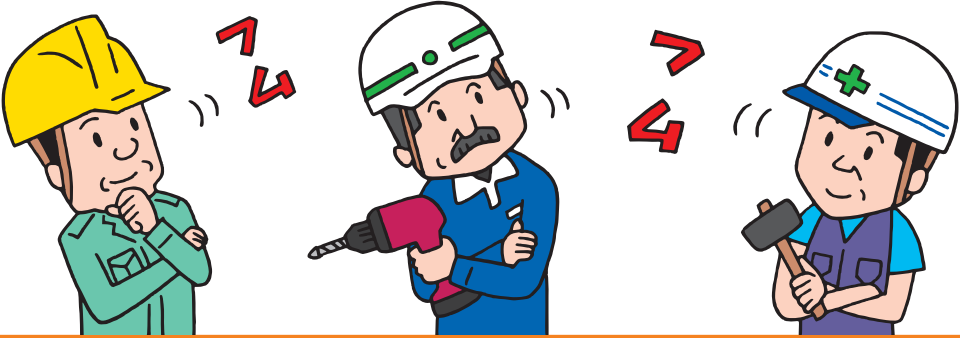
適格請求書等 (インボイス) 保存方式

免税事業者等からの仕入税額控除に係る経過措置期間

控除可能

50%控除可能

控除不可



制度スタート後の特例措置など

免税事業者がインボイス制度を機にインボイス発行事業者になる場合、インボイス制度が始まってから一定期間、納税額の特例措置の特例措置や、事業規模により少額取引の特例措置があります。その期間について確認しておきましょう。

※インボイスの登録は任意で、強制するものではありません。



＼制度スタート!／

令和5年
10月1日



インボイス制度導入を期に、免税事業者からインボイス発行事業者になった場合

納税額の特例措置

※18ページ参照

簡易課税制度選択届出書

※19ページ参照

中小事業者(★)の場合

※35ページ参照

少額取引の特例措置

※35ページ参照

令和5年10月1日～令和期間（個人は令和5年和8年分の申告まで）

納税額が売上税額の2

税込1万円未満の課税仕入



令和8年
10月1日

令和11年
10月1日

適格請求書等（インボイス）保存方式

8年9月30日を含む課税
10～12月の申告から令

割に軽減



令和5年10月1日～令和11年9月30日を含む課税期間

簡易課税の適用を受けようとする課税期間中に提出

令和5年10月1日～令和11年9月30日

れはインボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能

登録申請書の書き方

インボイス発行事業者の登録申請書は、国税庁のサイトからダウンロードできます。法人も個人事業者も同じ書類を使用します。

住所 法人、個人事業者とも記入します。法人の場合は、本店または主たる事務所。公表されるのは法人だけです。※個人事業者が公表を希望する場合は「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」を提出します。

第1-(1)号様式
国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書

令和 年 月 日

住所又は居所
(法人の場合) 本店又は主たる事務所の所在地
(フリガナ) (〒 - -) (電話番号 - -)

納税地
(フリガナ) (〒 - -) (電話番号 - -)

氏名又は名称
(フリガナ) (法人の場合) 代表者氏名

税務署長殿
法人番号

この申請書に記載した次の事項(○印欄)は、適格請求書発行事業者登録簿に記載されるとともに、国税庁ホームページに公表されます。
1 申請書の氏名又は名称
2 法人(人格のない社団等を除く。)については、本店又は主たる事務所の所在地
なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。
また、常用漢字等を使用して公表する中で、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)第5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。
※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項の規定により令和5年9月30日以前に提出するものです。

令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出した場合は、原則として令和5年10月1日に登録されます。

この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□に印を付けてください。
 課税事業者 免税事業者
 ※ 次票「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次票「免税事業者の確認」欄も記載してください。(詳しくは記載事項等をご確認ください。)

令和5年3月31日(特定期間の規定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出することによってなかったことにつき困難な事情がある場合は、その困難な事情

税理士署名
(電話番号 - -)

受理番号	部門番号	申請年月日	年 月 日	通信日付印	年 月 日	届出	年 月 日
入力処理	年 月 日	番号確認	身元確認	済	未済	個人番号カード通知カード・通知封筒	届出
登録番号	T						

注 1 記載事項明細書の上に記載してください。
2 税務署長宛は、記載しないでください。
3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次票)」を併せて提出してください。

インボイス制度

氏名または名称
法人、個人事業者とも記入します。
※個人事業者で、屋号の公表を希望する場合は「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」を提出します。

法人番号
法人番号がある法人は番号を記載します。

課税事業者か 免税事業者か ★
提出時点の状況をチェックします。

登録申請を行う時期などによって、記入内容が少し異なります。そのほか、詳しくは国税庁のサイトでご確認ください。



免税事業者がインボイス発行事業者になると、申請書の提出日に関わらず、令和5年10月1日の登録日以降の取引について消費税の申告が必要となります。

ただし、提出時点では免税事業者でも、令和5年9月30日までに課税事業者となる場合は、課税事業者となった日以降の取引について消費税の申告が必要となります。

免税事業者の確認

★で「免税事業者」をチェックしたら、次の①～③をすべて満たす場合は下、それ以外は上をチェックします。

- ①提出時点で免税事業者
- ②翌課税期間（法人は次の決算期、個人は翌年）から課税事業者になる
- ③課税事業者となる課税期間の初日が下記のどちらか

- ・令和5年9月30日以前で、令和5年10月1日からインボイスの登録を受ける
- ・令和5年10月1日以降で、課税期間の初日からインボイスの登録を受ける

個人事業者は個人番号も記載し、本人確認書類の写しを添付します。

国内事業者用

資格請求書発行事業者の登録申請書（次業）

氏名又は名称

令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第4条第4項の規定の適用を受けようとする事業者

個人番号

生年月日（個人）又は設立年月日（法人）

明記 ○大正 ○昭和 ○平成 ○令和

業種

登録希望日

令和 年 月 日

消費税法第9条第1項第2号の事業者（個人）を提出し、納税義務の免除の適用を受けようとする事業者

課税事業者です。

納税管理人を定める必要のない事業者です。

納税管理人の住所を教えてください。

消費税法に違反して罰金以上の刑に処されたことがなければ、「はい」をチェック。

その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していません。

はい いいえ

はい いいえ

はい いいえ

はい いいえ

はい いいえ

はい いいえ

登録希望日

令和5年10月1日を希望するなら記載不要。
令和5年10月2日以降を希望するなら日付を記入。

課税期間の初日

令和5年9月30日以前に課税事業者となるなら、令和5年9月30日以前の日を記載可能（ただし、登録年月日は令和5年10月1日）。

登録要件の確認

- A 免税事業者で、インボイス発行事業者の登録を受ける場合は、「はい」をチェック。
- B 法人：国内に本店または主たる事務所を所有していれば、「はい」をチェック。
個人：今後海外に移住する人は、「いいえ」をチェックして、納税管理人を記入。それ以外の人は「はい」をチェック。
- C 消費税法に違反して罰金以上の刑に処されたことがなければ、「はい」をチェック。※加算税や延滞税は罰金ではありません。

※より詳しい内容は8ページのQRコードにアクセスし、「登録申請書の書き方フローチャート」をご確認ください。

登録申請の流れ

STEP 1

登録申請書を作成

申請書は税務署で入手するか、国税庁のサイトからダウンロードすることができます。



STEP 2

e-Taxか郵送で税務署へ書類を提出

e-Taxによる登録申請の場合は、事前に電子証明書（マイナンバーカード等）と利用者識別番号等（e-Taxでの取得も可能）を準備してください。

郵送で申請する場合は、所轄税務署ではなくインボイス登録センターへ郵送します。



STEP 3

税務署で審査



STEP 4

登録通知書の交付



インボイス登録番号は「T」+「13桁の数字」です。法人番号を持っている課税事業者は、T+法人番号。それ以外の課税事業者（個人事業者や人格のない社団など）の13桁の数字にはマイナンバーの数字は使用せず、法人番号とも重ならない事業者ごとの番号が割り振られます。一度決まった登録番号を変更することはできません。

STEP 5

国税庁の適格請求書発行事業者公表サイトに登録番号が掲載される

個人事業者で適格請求書発行事業者公表サイトへ屋号の公表を希望する場合は、「適格請求書発行事業者の公表（変更）申出書」を提出する必要があります。※32ページ参照

